



平成 28 年 12 月 14 日

各 位

会 社 名 日本カーバイド工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 松尾 時雄
(コード番号 4064 東証第 1 部)
問合せ先 総務部長 栗原 清隆
(TEL 03-5462-8220)

当社連結子会社による不適切な会計処理に関する再発防止策等のお知らせ

当社は、平成 28 年 12 月 2 日に公表いたしました「特別調査委員会による調査報告書の受領等に関するお知らせ」のとおり、特別調査委員会より当社連結子会社であるダイヤモンドエンジニアリング株式会社（以下、ダイヤモンド社）による不適切な会計処理に関する調査報告書を受領したことを受け、特別調査委員会による再発防止策に係る提言を真摯に受け止め、具体的な再発防止策の策定について検討を重ねてまいりました。本日開催の取締役会において、下記の再発防止策及び当社関係者の処分等について決定いたしましたので、お知らせいたします。

今後は下記の再発防止策を実行することにより当社及びグループ子会社のコンプライアンスを徹底し、信頼の回復に努めてまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 再発防止策

当社は、今回の不適切な会計処理は、ダイヤモンド社の事業の特殊性を踏まえた事業運営とそのため組織・体制の在り方及び経営陣から従業員に至るまでのコンプライアンス意識の不徹底に問題があると認識しております。また、親会社としての当社の現状認識、管理・監督の在り方にも見直しの必要があると認識しております。

したがって、上記の問題点を念頭に、再発防止策の実行にあたり、当社内に業務改革推進委員会を設置して、より詳細な実施施策を策定するとともに具体的な工程表を作成し、再発防止策の有効性の確認と進捗のフォローを行います。

(1) コンプライアンス教育の充実・強化

- ア. 今回の不適切な会計処理事案を踏まえ、ダイヤモンド社経営陣及び管理職を対象に、会計規則等の研修と会計的側面でのコンプライアンス教育を実施します。

- イ. 従来より実施していたダイヤモンド社独自のコンプライアンス教育プログラムのみならず、当社のコンプライアンス教育プログラムを併せて活用し、コンプライアンス意識の再徹底を図ります。
- ウ. また、当社グループの子会社の社長に対し、不適切な会計処理への注意を喚起し、各社におけるコンプライアンス意識の強化に努めます。

(2) ダイヤモンド社の組織、体制の見直し

- ア. ダイヤモンド社内に執行部から独立した、コンプライアンス管掌部署を設置いたします。
- イ. ダイヤモンド社は、事業部門には担当取締役を配置しているものの管理部門には担当取締役を配置しておらず、管理部門の独立性や事業部門への業務監視機能が確保されていない組織となっておりましたので、管理部門の独立性の確保並びに事業部門に対する牽制が働くよう管理部門担当取締役を配置いたします。
- ウ. ダイヤモンド社には、当社から取締役並びに監査役を複数名派遣しておりましたが、主に非常勤であり十分な職務を果たせていたとは言い難いため、常勤役員の増員と、外部からの人材登用も合わせて検討いたします。
- エ. ダイヤモンド社では、独自で内部通報制度を導入しておりますが、内部通報制度は不祥事の再発防止の有益かつ効果的な方策との認識のもと、ダイヤモンド社独自の制度とは別に、当社の通報制度や顧問弁護士への通報制度を新たに加え、内部通報制度を充実させます。
- オ. ダイヤモンド社における工事案件の業務プロセスをあらゆる観点から見直し、チェック機能が有効に働くような事務フロー、業務プロセスの構築に取り組みます。

(3) 当社による業務監査体制の見直し・強化

当社は、ダイヤモンド社に対し、年2回の業務監査室による定期監査や年1回の当社代表取締役によるマネジメントレビューを実施しており、また、当社業績検討会議においてや所管部門である当社経営管理室あてに毎月事業概況の報告を受けておりましたが、ダイヤモンド社に対する管理・監督は十分ではなかったと認識しております。前記の当社よりの派遣役員体制の見直しや、当社の管理・監督体制の見直しを速やかに検討してまいります。

(4) 企業風土の抜本的改革

- ア. 当社グループ内のコミュニケーション強化を積極的に推し進めるとともに、ダイヤモンド社においても、経営陣と従業員、上司と部下とのコミュニケーション強化に努め、適切な報告がなされ、誰もが意見が言え、相談ができる風通しの良い職場環境の整備に努めます。
- イ. ダイヤモンド社と当社及びグループ各社との人事交流を活発化させます。

2. 関係者の処分等

(1) ダイヤモンド社関係者の処分

今回の不祥事の重大性を厳粛に受け止め、ダイヤモンド社役員につきましては、関与度合いに応じて厳正な処分を行います。また、従業員につきましては、社内規程に則り厳正な処分を行います。

(2) 当社取締役等の報酬返上

当社現取締役並びに前取締役（現当社顧問）について、管理監督責任を明確にするため、以下のとおり報酬の一部を自主返上することといたしました。

代表取締役社長	月額報酬	20%減額	2ヶ月
代表取締役専務執行役員	月額報酬	20%減額	2ヶ月
前代表取締役社長	月額顧問料	30%減額	3ヶ月
前代表取締役専務取締役	月額顧問料	30%減額	3ヶ月

以 上